

令和5年2月22日開会
令和5年2月22日閉会

令和5年2月鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

令和 5 年 2 月 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会 定 例 会 会 議 録

~~~~~

## 議 事 日 程

令和 5 年 2 月 2 2 日 午後 1 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

- |             |                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 第 3 議案第 4 号 | 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について                     |
| 議案第 5 号     | 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第 6 号     | 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 議案第 7 号     | 令和 4 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第 6 回）                     |
| 議案第 8 号     | 令和 5 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算                                |

第 4 組合事務一般に対する質問

第 5 議案第 4 号～議案第 8 号（質疑・委員会付託・採決）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 ～ 第 5

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 日程追加 議案第 9 号 | 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について |
|--------------|--------------------------------------|

~~~~~

出席議員（１６人）

|      |     |     |      |     |     |      |     |     |
|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番  | 土 光 | 均   | 2 番  | 奥 岩 | 浩 基 | 3 番  | 今 城 | 雅 子 |
| 4 番  | 中 田 | 利 幸 | 5 番  | 戸 田 | 隆 次 | 6 番  | 稲 田 | 清   |
| 7 番  | 渡 辺 | 穰 爾 | 8 番  | 荒 井 | 秀 行 | 9 番  | 森 岡 | 俊 夫 |
| 10 番 | 山 路 | 有   | 11 番 | 米 本 | 隆 記 | 12 番 | 景 山 | 浩   |
| 13 番 | 勝 部 | 俊 徳 | 14 番 | 山 本 | 芳 昭 | 15 番 | 小 谷 | 博 徳 |
| 16 番 | 三 好 | 晋 也 |      |     |     |      |     |     |

~~~~~

欠席議員（ 0 人）

~~~~~

説明のため出席した者

|           |        |       |     |                           |      |           |
|-----------|--------|-------|-----|---------------------------|------|-----------|
| 管理者       | 米子市長   | 伊 木   | 隆 司 | 副管理者                      | 境港市長 | 伊 達 憲 太 郎 |
| 副管理者      | 日吉津村長  | 中 田   | 達 彦 | 〃                         | 大山町長 | 竹 口 大 紀   |
| 〃         | 伯耆町長   | 森 安   | 保   | 〃                         | 日南町長 | 中 村 英 明   |
| 〃         | 日野町長   | 埴 田   | 淳 一 | 〃                         | 江府町長 | 白 石 祐 治   |
| 〃         | 米子市副市長 | 伊 澤   | 勇 人 |                           |      |           |
| 事務局長      |        | 三 上   | 洋   | 消防局長                      |      | 赤 川 紀 夫   |
| 事務局総務課長   |        | 矢 野   | 伴 典 | 消防局総務課長                   |      | 岩 田 幸 博   |
| 事務局施設管理課長 |        | 本 池   | 将   | 事務局ごみ処理施設整備課長             |      | 生 田 公 志   |
| 消防局予防課長   |        | 宇 津 宮 | 進   | 消防局警防課長兼<br>警防課消防第二担当課長補佐 |      | 後 藤 典 明   |

消防局指令課長

生 田 圭 一 郎

事務局総務課入札財政  
担当課長補佐

三 原 剛

~~~~~

議 会 担 当 職 員

書 記 長

近 藤 隆

書 記

板井 寛典

~~~~~

## 午後 1 時 0 0 分 開 会

○**稲田議長** これより、令和 5 年 2 月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○**稲田議長** 直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 1 条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、御了承願います。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので御了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

## 第 1 会議録署名議員の指名

○**稲田議長** それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 1 5 7 条の規定により、2 番、奥岩議員及び 1 4 番、山本議員を指名いたします。

~~~~~

第 2 会 期 の 決 定

○**稲田議長** 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

~~~~~

## 第 3 議案第 4 号～議案第 8 号

○**稲田議長** 次に、日程第 3、議案第 4 号から第 8 号までの 5 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊木管理者。

○**伊木管理者**（登壇） ただいま、御上程をいただきました議案第 4 号から議案第 8 号までの 5 議案につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議案第 4 号、鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、本年 4 月 1 日以降、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、地方公共団体における個人情報保護制度が全国的な共通ルールの下で運用されることとなったことに伴い、この法律の施行に関し必要な事項を定めるものです。

次に、議案第 5 号、鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、新たに個人情報の保護に関する法律施行条例等を制定し、本年 4 月 1 日から施行することに伴い、関係する条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第 6 号、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、公文書の写しを光ディスクに保存して交付する方法を新たに導入するとともに、公文書の写しの交付にかかる費用を手数料として徴収することとするほか、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 7 号、令和 4 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第 6 回）は、米子浄化場の維持・補修事業及び消防指令機器等維持管理事業におきまして、半導体などの供給不足の影響により工期に遅れが生じており、年度内に完了が見込めないことから、新たに繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、議案第 8 号、令和 5 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算につきましては、各分野における経費の節減による歳出の抑制と歳入の確保に努めながら、必要な事業を計画的に実施することとしております。

以下、歳出の主なものについて御説明いたします。

まず総務費ですが、庁内LAN管理運営事務費は、現在、庁内LANネットワークにおいて、事務系と消防指令系の2つのネットワークを1つの専用回線でつないでいるところですが、通信量の増加による通信障害の発生を防ぐため、事務系ネットワークサーバーの更新と併せて回線を分離するものです。

次に衛生費ですが、ごみ処理施設整備概要等検討事業は、本年度末に新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地を決定する予定であることから、当該候補地において想定される施設の整備概要などの検討をさらに進め、用地面積などの整備を行うものでございます。

次に消防費ですが、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る調達支援事業は、令和6年度に予定している高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新事業の実施に向けて、コンサルタントによる基本設計の作成や事業費用の算出などを行うものです。また、江府消防署移転新築事業は、消防施設における個別施設設計画に基づき、江府消防署の移転新築のための設計業務などを行うものでございます。

これら歳出に対する歳入でございますが、国庫支出金、諸収入、地方債などの財源を充当しまして、市町村負担金を計上しております。

その結果、令和5年度の一般会計予算の総額は57億9,845万4,000円となり、前年度予算と比較しますと、9億506万円の増額としております。

また、市町村負担金につきましては49億652万5,000円となり、前年度と比較しますと、4億5,977万7,000円の増額としております。

今後も引き続き、歳出の抑制と歳入の確保に努めることで市町村負担金の年度間の変動を極力抑えながら、必要な事業を計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上、各議案につきまして御説明を申し上げました。

御審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~

第4 組合事務一般に対する質問

○**稲田議長** 次に、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。勝部議員。

○**勝部議員** 13番勝部でございます。一般質問を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

基本的な考え方の質問ですけれども、第4次行財政改革大綱、令和3年度から令和7年度までに基本的な考え方が3つの大きな柱で示されております。その1つは財政運営、そして2つ目は組織運営、そして3つ目は人材の育成。そのような観点から御質問申し上げたいと存じます。

まず1点目、当組合の行財政改革大綱中、将来を見据えた財政運営という観点から、デジタル化社会への対応や脱炭素社会への対応、移行、一般廃棄物処理施設の建設、消防指令システムの更新などに対しまして特に御注力をされている点、あるいは御努力をなさっている点、あるいは特記事項などございましたらお述べいただきたいと存じます。

○稲田議長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 第4次の行財政改革大綱の中で、将来を見据えた財政運営、こういうことをうたっているわけではありますが、それにおいて特に注力している点や特記事項に関する御質問であります。これは構成市町村も同様だとは思いますが、今後、人口減少あるいは情報化社会の加速化といったような社会情勢の大きな変化が見込まれております。あるいは、その背景として情報技術をはじめとする様々な技術がこれまで以上に大きく革新していくということでもあります。こういったような情勢をしっかりと踏まえること、そして可能な限り将来の状況を見据えながら、今、我々が向かい合っておりますのが次の一般廃棄物処理施設、これは相当の投資になるわけであります。あるいは消防指令システムの更新、これも一定程度経費がかかります。こういったようなものをいかに合理的なものとしていくかという、初期段階での投資をいかに削減していくか。こういったことをまず最初の段階で、少しお時間を頂いてしっかりと検討するというところに特に注力をしております。一般廃棄物につきましては、御案内のとおり、遡りますこと5年前でしょうか。平成30年に鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会というのを立ち上げてまして、議論を始め今日に至っております。構成市町村ともしっかり協議をしながらですね、一つ一つそういった将来を見据えた、効率的な、合理的な施設建設に向けてしっかりと検討を進めるということに注力しているところでございますし、2点目といたしましては、これも当たり前のことではありますが、これら大規模投資事業を初めとする様々な事業においてですね、いわゆる財源、特に国からの財源等をしっかりと活用できるように検討を進めるということでもあります。実例を申し上げますと、江府消防署の移転というのもお認めいただいているところであります。あるいは、いろいろその予算等お認めいただく段階になるわけではありますが、これは緊急防災・減災事業債というものの活用が可能なスキームになっています。これを活用いたしますと、約7割の経費がですね、国のほうから財政支援をいただける。あるいは制度改正もございましたが、消防指令システムにおいても同様の起債を活用することで経費の削減が図れると。こういったようなことを積極的に検討しているということでもあります。3点目は、これも当たり前のことではありますが、財源の涵養ということで遊休資産等々の売却や活用を進めていくと。白浜浄化場を米子浄化場に統合して、そして跡地を売却すると。あるいは、なお課題は残っておりますが、うなばら荘につきましても、事業廃止に伴い資産売却を行っております。このような取組をしっかりと進めていくということでもあります。

いずれにいたしましても、従来の考え方にあまりとらわれ過ぎずに、将来を見据えた財政運営になるように、しっかりとした検討や工夫を行っていきたい。このように考え

ております。以上です。

○稲田議長 勝部議員。

○勝部議員 この第4次行財政改革大綱中にですね、この西部圏域におきまして、人口減少並びに少子高齢化等の諸課題があり、そして当組合の構成市町村における労働力の減少や税収の減収等の問題も顕在するというふうな記述もございます。この問題は大きな問題だと思いますけれども、この問題に対応するためにも行政サービスの質や効率性、そしてアナログからデジタルへの変換とか、行政システムの移行なども大事ではないかというふうに考えますので、この観点から御質問申し上げたいと存じます。また、この大綱の中に記述がされております総務省の自治体戦略2040構想研究会、その第二次報告として、AIやRPAに関する記述も大綱中にございます。生産性や定型的なロボット、仕事のロボット化には一定の効果は見込めると考えます。新規事業の取組は、先ほど副管理者がお述べになったように国庫補助金をはじめとした的確な財源確保を行うとともに、年度間の市町村の負担金の平準化等が大事であるという財政運営の方針は理解はいたすところではございます。しかしながら、今後、このAIとかRPAの活用に関しましては積極的に、平準化ということも大事だと思いますけれども、AIやRPAを活用することによって、逆に経費や効率化が図れるということもあろうかと思っておりますので、今後、このAIやRPAの積極的な活用に関しましては、やっていただきたいという観点から御当局の今後のAI並びにRPAの活用に対しての御見解を求めたいと存じます。以上。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 AIやRPAなどのデジタル技術の活用についての御質問でございます。AIやRPAなどの新たなデジタル技術の活用につきましては、議員から今、お話がありましたように、事務の効率化ですとか財政負担、これを軽減していくというような部分においては有効であると考えておるところでございます。既にこの西部圏域の構成市町村におきましても、今お話がありましたAIですとかRPAなどの新たなデジタル技術、これを活用して既に取り組んでいるというところではございまして、本組合におきましても、活用可能なものがございましたら活用してまいりたいと考えているところでございます。

○稲田議長 勝部議員。

○勝部議員 それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。この行財政改革大綱中にですね、効率的な組織運営という観点から、簡素で効率的な行政運営並びに民間活力の導入による効果的な行政サービスの提供などが示されておりますが、これにつきましてのこれまでの具体的な取り組み方、また今後の考え方等についてお述べいただけたらと存じます。よろしくお願いいたします。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 今、議員から御質問いただきました民間活力の導入の具体的な取組に

ついてということのお尋ねがございましたけれども、まず事務局の部分におきましてと
いますか、全体としてということになりますけれども、火葬場の桜の苑におきまして
令和３年度から指定管理者制度を導入をさせていただいております、民間事業者のノ
ウハウを活用いたしながら、施設の運営を行っているというところがございます。

また、令和１４年度に稼働を予定しております新しい一般廃棄物の処理施設につきま
しては、ＤＢＯ方式、公設民営方式でございますけれども、そういったものを中心とし
た施設整備の検討を進めておりますが、本年度、民間事業者のほうから、施設整備など
に関する先進技術ですとか公民連携、このような提案を受けるための窓口を開設をさせ
ていただきまして、民間活力の導入、その可能性等も含めまして検討をして努めさせて
いただいているところでございます。

○稲田議長 勝部議員。

○勝部議員 それと消防関係の御質問で、同じように民間活力という観点から御質問申
し上げたいと存じますけれども、全国の他の消防本部におかれましては、消防業務並び
に救急業務におかれましては、ＡＩを活用した実証実験等が行われているというふうに
私どもも承知はしておりますけれども、これまでの膨大な救急や火災の現場データなど
をＡＩに学習させながら、救急需要の集中地域予想あるいは火災の発生場所予測、そう
いうものをすることによって救急隊の現場到着時間の短縮並びに救急車あるいは消防自
動車の効率的な配置、それによって将来は消防自動車等の効率的な削減、そういったこ
とを考えるというふうなことが言われております。このような観点からＡＩの活用をし
て、民間事業の皆様方の英知も借りながら仕事の効率化や経費の削減などをしていくと
いうことにつきましては、今後、御検討の考え方はどのようなものか、お伺いを申し上げ
たいと存じます。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 デジタル関連全般に関する事業の効率化という観点でお答えをさせて
いただきたいと思います。

まず救急業務におきましては、消防と医療の連携及びＩＣＴを活用した救急業務の高
度化を目的といたしまして、国の救急業務の在り方に関する検討会で検討が行われ、全
国の都市部を中心に救急医療ＩＣＴなどの取組が行われることは承知しているところで
ございます。

鳥取県におきましては、当局も所属いたします鳥取県救急搬送高度化推進協議会を中
心に検討を行いまして、平成２７年度には、県東部におきましてＩＣＴを活用した傷病
者情報等の共有の実証実験を行ったところではございますが、結果的に有効な結果が得
られなかったことから、現在導入には至っていないところでございます。

当局におきましては受入れ医療機関との顔の見える関係の構築などによりまして、Ｉ
ＣＴの導入を行うことなく適切な収容病院の選定や救急活動時間の短縮に努めていると
ころでございます。

またＡＩを活用した火災発生場所の予測等につきましては、国内での具体的な取組を当局はまだ確認しておりませんことから、現在のところ検討などは行っていないところでございます。

今後とも国の動向や先進地の取組を注視しつつ、研究・検討を継続し、さらに連携の取れた円滑な業務の実施に取り組んでまいり所存でございます。

○稲田議長 勝部議員。

○勝部議員 ＡＩを活用したデータを分析して、火災の発生場所とか救急隊の迅速な派遣とか、自治体の名前は特に申し上げませんが、今、実証実験を全国の大学や民間事業者と連携してやっているところがあると思いますので、また後日御検討いただいて、前向きに御検討いただければと思いますので、これは要望で、以上、終わりたいと思います。

それから次の質問に移させていただきます。次に、３点目の御質問でございますけれども、当大綱中に、人材育成という観点から能力を最大限に引き出す人材育成につきまして、その取組につきましてどのようなものであるのか、お伺いを申し上げたいと存じます。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 人材育成の具体的な取組についてでございますけれども、職員の人材育成や能力開発を総合的に進めるために、職員人材育成基本方針を組合におきましても策定をしておりますが、策定後、これが１０年以上経過をしておりますして、その間に人事評価制度の導入ですとか、働き方改革の推進などによりまして、職員を取り巻く環境や求められる職員の役割、こういったものが変化をしていることから、現在、事務局と消防局の職員で構成いたします策定委員会におきまして、この職員人材育成基本方針の見直し作業を行わせていただいているところでございます。

また事務局におきましては、幅広い知識と経験を身につけることを目的に米子市と人事交流を行っておりますほか、能力開発のための階層別、まあ役職別といいますか、の研修ですとか、職員が自ら立案をいたしまして課題解決に向けた能力開発、これを主体的に行うスパイラルアップ研修というようなものなどを実施しているところでございます。

なお、消防局の取組につきましては、消防局のほうから御説明いたします。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 続きまして、消防局の取組について御報告をさせていただきます。消防局の職員につきましては、平成２２年から１０年間で職員の半数となる約１５０人の職員が入れ替わりました。人材育成による持続可能な消防力の堅持が喫緊の課題となっていますことから、今年度にありますは、階層別教育として主任・係長を対象に教育指導技法、係長以上を対象にハラスメント研修、５０歳以上及び担当課長補佐以上の職員を対象に定年延長制度に伴う能力開発研修を行ったところでございます。あわせまし

て消防学校及び消防大学校に研修派遣し、教育を継続しているところでございます。

○稲田議長 勝部議員。

○勝部議員 了解いたしました。

では、次の御質問でございますが、職員の皆さん方に対する倫理、あるいはコンプライアンス、いわゆる法令遵守といいたしめようか、これについての取組はどのようなものであるか、現状をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 職員倫理、コンプライアンスの取組についてでございますけれども、平成15年に職員倫理規程を制定いたしておりまして、必要な改正をその都度行いながら、職員研修などを交えまして、職員の倫理観の向上ですとかコンプライアンスの強化に取り組んできたところでございます。

また事務局におきましては、令和3年に全職員が参画をいたしまして、職員の意識改革のための行動指針、サブタイトルといたしましては、職員一人ひとりが自ら考え行動するという、そういう組織を目指しているということでこの行動指針のほうを策定をいたしまして、コンプライアンス研修の開催ですとか、担当ごとの業務改善などの取組を行いますとともに、毎年、職員意識調査を実施いたしまして、自らの行動の振り返りなどを行っているところでございます。

また、消防局の取組は消防局のほうから説明をさせていただきます。

○稲田議長 赤川消防局長。

○赤川消防局長 それでは消防局の取組につきまして御報告させていただきます。消防局におきましては、近年不祥事の発生に伴いまして規範意識の低下の課題を認識いたしますことから、年間計画によります所属ごとの例月倫理研修を実施しているところでございます。昨年度ベースでの研修は延べ334回、参加人員は延べで2,364人で行いました。また、外部講師を招聘した研修としまして、今年度はSNSの取扱い、メンタルヘルス対策研修を実施したところでございます。以上です。

○稲田議長 勝部議員。

○勝部議員 了解いたしました。職員倫理並びにコンプライアンス、それに御答弁いただいたことは了解いたしました。

では、最後の御質問になりますけれども、現行の職員倫理規程、いろいろ自治体で定められてはおりますけれども、当組合も平成15年に定められておるところと拝察しておりますけれども、これを職員の倫理条例並びに職員の倫理規則、この中にきちんと、まあ格上げといえますか、それをきちんと整備する、再整備するお考えはないか伺いたいと存じます。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 現在の職員倫理規程を条例と規則という形で再編整備を今後しないかということのお尋ねでございますけれども、現在のところはそのような考えはございま

せんけれども、社会情勢等の変化を勘案しまして、必要に応じて今後対応してまいりたいというふうに考えております。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** なぜそういうことを申し上げますかといいますと、国はですね、御案内のように平成12年に国家公務員の倫理法があり、そして国家公務員の倫理規程があり、そういったものできちんとした明文化したものがあるので、すぐ今のこの規程が違法とかそういうことではもちろんありませんけれども、今後の課題として、こういうものに区分けしてきちんと条例事項と規則事項とに分けて、住民の皆さん方にPRするという観点からも、そういった再整備をする気がないか再度御質問申し上げたいと存じます。

○**稲田議長** 伊澤副管理者。

○**伊澤副管理者** 倫理条例の制定の考えがないかということの再度の御質問であります。先ほど三上局長のほうがお答えしたとおりではあるんですけども、現在の法体系は地方公務員の場合は地方公務員法という法律がありまして、そこに倫理規程といいたしうか、懲罰の規定も含めて法定されております。そしてそれに基づきまして、西部広域行政管理組合の場合は管理者が服務規程等を設けて職員の服務規律をコントロールしているということであります。

近年、地方公共団体でも条例化する動きがありますが、これは今、勝部議員がおっしゃった国の法制化という動きも踏まえながらということと併せて、具体的には地方公務員法で縛れない部分を縛っていく。これはもっとわかりやすくいいますと、特別職は地方公務員法では縛れませんので、特別職等で不祥事とかがあった場合、今私が申し上げた地方公務員法の世界では規定がないといったようなこと、あるいはその働きかけをする業者や市民の側からのいわゆる不当要求、あるいは不当な働きかけ、こういったようなものをやはり防ぐといったような観点も含めて条例化されている自治体が出てきているということでもあります。

したがいまして、そういったようないわゆる立法事実といいたしうか、条例化に至るような検討が必要かどうかということも含めて、構成市町村もどこもまだやっておられませんし、鳥取県内はどこもまだこういった条例化はされておられません。恐らくそこまでの立法事実がないということの御判断ではないかなと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、社会情勢は変わってまいりますので、諸情勢を踏まえながら必要に応じて検討していきたいという考えでございます。以上です。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** 了解いたしました。以上で質問を終わります。

○**稲田議長** 以上で、通告による一般質問を終わりました。

ほかにはないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

## 第5 議案第4号～議案第8号

○**稲田議長** 次に、日程第5、議案第4号から議案第8号までの5件を一括して議題といたします。

これより5件に対する質疑に入ります。

通告による質疑はありませんでした。ほかに質疑はございませんか。ないですね。

別がないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております5件の議案のうち、議案第7号及び議案第8号については、予算審査特別委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

また、そのほかの3件の議案については、お手元に配付しております付託区分表のとおり、総務消防常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後1時32分 休 憩

午後3時41分 再 開

○**稲田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、5件の議案について各委員会の審査報告を求めます。初めに、総務消防常任委員会の審査報告を求めます。小谷委員長。

○**小谷総務消防常任委員長**（登壇） 総務消防常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案3件について、先ほど、委員会を開き審査をいたしました結果、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○**稲田議長** 次に、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。奥岩委員長。

○**奥岩予算審査特別委員長**（登壇） 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案2件について、先ほど、委員会を開き審査いたしました結果、まず、議案第7号、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算

(補正第6回)については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

**○稲田議長** 以上で委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田議長** 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告が土光議員よりありましたので、これを認めます。土光議員。

**○土光議員** 私は、議案第6号、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部改正についてに反対の立場から討論をします。この改正の内容は、1つは公開の仕方として紙ベースだけではなくて光ディスクに保存して、つまりCDにデータを保存して公開する。それからもう1つは費用負担の考え方で、これまでの実費という考え方を変えて手数料というふうに変えました。私は、公開の方法としてCD等で公開するというのは賛意を表しますが、費用負担の考え方で、実費ではなくて手数料というふうに変更していることに関しては異議を唱えます。

これは具体的にどういうふうになるかという、例えばA4、10枚分のデータ。これまで紙ベースで公開すると、白黒だったら、これは実費としてコピー代1枚10円。10枚分だったら100円という費用負担を公開請求者に求めてきました。これがもしCDにコピーして公開するとなると、10枚分をCDにコピーします。実費としてCDのディスク代100円。これは実費として。ところがそれだけではなくて、実際、紙のコピーは渡さないにも関わらず別途手数料として、CDにコピーして渡すだけですが、これは手数料と称していますが、1枚当たり10円に相当する額100円を別途取る。CD代100円プラス紙ベースで想定されるコピー代100円、200円を取るというふうになります。これは私は不合理だと思います。基本的に公開条例の公開は、費用負担は実費であるべきだと考えます。例えば鳥取県では実際そのように運営されています。ディスク代の実費は取りますが、コピー代に相当するような手数料は取りません。ということで私はこの条例の一部改正、この条例案に関しては反対を表明します。

**○稲田議長** ほかに討論はありませんか。

ほかにないものと認め、討論を終結いたします。

では、これより採決いたします。

初めに、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**稲田議長** 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第6回）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程追加 議案第9号

○**稲田議長** お諮りいたします。

先ほど、議会運営委員長から議案第9号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに

決しました。

それでは、議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。今城議会運営委員長。

○今城議会運営委員長（登壇） ただいま、御上程いただきました議案第9号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議会運営委員会を代表し提案理由の御説明を申し上げます。

このたび、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月からは、国、地方公共団体及び民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図られ、全国的な共通ルールが適用されることになりましたが、議会につきましては適用対象外となっております。

本組合議会においては、法改正後も引き続き個人情報を適正に管理し保護するという観点から、個人情報の保護に関する条例を制定し、組合議会における個人情報保護制度の適正運用を図ろうとするものでございます。

議員の皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○稲田議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○稲田議長 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田議長 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第9号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○稲田議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

~~~~~

閉 会

**○稲田議長** これをもちまして、令和5年2月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時54分 閉 会

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長                      稲   田                      清

同                      議員                      奥   岩                      浩   基

同                      議員                      山   本                      芳   昭